

審議会などの委員を募集

■共通事項

応募資格▶ 来年4月1日現在、市のほかの審議会などの公募委員でない①20歳以上の市内在住者、②小学生以下の子を持つ市内在住者、③④40歳以上の市内在住者。詳しくは市のホームページ、募集要項をごらんください。

任期▶ 来年4月1日～令和10年3月31日

名称	審議内容	会議の 予定回数	募集 人数	申し込み期間 (いずれも必着)	小論文のテーマ	申し込み先
①大和市都市計画 審議会	都市計画に関する 事項の調査、審議	年4回	3人	12月1日(月)～ 来年 1月13日(火)	これからの大和 のまちづくり	直接または郵送で〒 242-8601市役所まち づくり計画課へ。ファ クスまたは電子申請も 可
②子ども・子育て 会議	「大和市子ども・子 育て支援事業計画」 の進行管理など	年5回	2人	12月1日(月)～ 1月15日(木)	私の思う大和市 の子ども・子育て 支援について	直接または郵送で〒 242-8601保健福祉セ ンターこども総務課 へ。電子申請も可
③大和市介護保険 サービス審議会	介護保険サービス関 連の条例制定など	年2回	3人	12月15日(月)～ 1月15日(木)	介護保険につい て思うこと	直接保健福祉センター 別館介護保険課へ(要 事前電話連絡)。電子 申請も可
④大和市地域包括 支援センター 運営協議会	地域包括支援セン ターの設置、運営、 評価などの審議	年8回	1人	12月1日(月)～ 1月16日(金)	高齢の人が安心 して健やかに暮 らすには	直接、保健福祉セン ター人生100年推進課 へ(要事前電話連絡)

- 問・①市役所まちづくり計画課都市計画係 ☎(260)5443 ファクス(264)6105
 ・②保健福祉センターこども総務課政策調整係 ☎(260)5606 ファクス(264)0202
 ・③保健福祉センター別館介護保険課事業者指導係 ☎(260)5170 ファクス(260)1351
 ・④保健福祉センター人生100年推進課いきいき推進係 ☎(260)5613 ファクス(260)1156

青少年指導員を募集

子どもと触れ合う地域ボランティア

青少年活動の推進役として活動する、青少年指導員を募集します。詳しくは市のホームページをごらんいただくか、大和市青少年指導員連絡協議会(事務局:こども青少年みらい課)へお問い合わせください。

活動内容▶ 親子ナイトウォークラリーの企画・運営、大和市民まつりなどの中高生ボランティアの募集・支援など

活動期間▶ 来年4月1日～令和10年3月31日

活動場所▶ ベテルギウス内市民活動センターほか

謝礼▶ 年額3万6,500円

申し込み▶ 直接または電話で居住地区の自治会長またはこども青少年みらい課へ。



問 ベテルギウス内こども青少年みらい課こども青少年活動推進係 ☎(260)5226 ファクス(260)2876

■補助金の区分と補助金額

区分	趣旨	金額
めばえ	活動をこれから始める、または、始めたばかりの皆さんに対する補助金	事業活動初期に必要な経費の範囲内で上限10万円
はぐくみ	すでに活動をしている皆さんが、より活動を発展させるための補助金	事業実施に必要な経費の2分の1以内で上限20万円

■市民活動推進補助金
 市は、社会に貢献する非営利の事業に対し、市民活動推進補助金を交付しています。同補助金の対象事業を募集します。
対象▶ 市民、市民団体、事業者(主な活動場所または活動拠点が市内で、かつ、主な受益者が市民)。

選考方法▶ 書類審査、来年3月に開催予定の公開プレゼンテーション
申し込み▶ 12月1日(月)～来年1月13日(火)に、応募書類(企画書、収支予算書など)を直接ベテルギウス内大和市民活動センターへ。
 ※不明な点などは電話で同センター ☎(260)2586へ。

※募集要領、応募書類は市のホームページからダウンロードできるほか、同センター、市役所つながり推進課、各学習センターでも配布します。
 ※この補助金は新しい公共を創造する市民活動推進基金を活用しています。

■協働事業提案の相談

市民や市民団体などが、市と協働で事業を実施する「協働事業提案」の相談を受け付けています。
ところ▶ ベテルギウス内大和市民活動センター
申し込み▶ 電話で同センター ☎(260)2586 またはつながり推進課へ。

問 市役所つながり推進課市民活動サポート係 ☎(260)5103 ファクス(260)5138

市民活動推進補助金対象事業を募集

「めばえ」の上限額を倍増

会計年度任用職員の登録者を募集

主に正規職員の補助業務に携わります。採用は必要に応じて各部署から登録者に連絡し、業務内容などを説明。希望者の中から面接などで選考します。

■勤務条件

任用期間▶ 原則1年以内

勤務時間▶ 原則午前8時30分～午後5時15分の間で指定する時間

報酬▶ 事務補助員は時給1,294円(一定の条件を満たす人のみ通勤費や期末手当等を支給)

社会保険▶ 勤務条件により適用

年次有給休暇▶ 6か月を超える任用の場合、労働基準法に基づく日数

申し込み▶ 登録申込書を直接または郵送で〒242-8601市役所人財課へ。市のホームページから電子申請も可。

※同申込書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

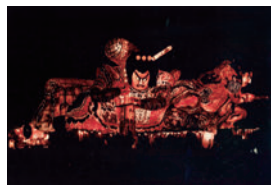
※登録の有効期限は令和9年3月末で、年齢制限はありません。

※採用後1か月間は条件付採用です。

問 市役所人財課人財育成係 ☎(260)5338 ファクス(264)6074

企画展「写真家田中清隆」を開催

1期



「ねぶた祭り」



「ホタルブクロ」

問 つる舞の里歴史資料館 ☎(278)3633 ファクス(272)5216